

(案)

第 号
令和3年 月 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会
会長 山 下 淳

令和3年8月16日、神戸市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の7第2項の規定に基づき、市長から意見を求められた「(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価事前配慮書」(以下「配慮書」という。)について、慎重に審議を重ね、下記のとおり結論を得たので、ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

I はじめに

(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業は、神戸市西区押部谷町木見において、全体面積約100haとして開発されたゴルフ場を工業団地及び流通業務団地に転活用しようとするものである。

神戸市環境影響評価審査会においては、本事業の実施による環境影響に関し、配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議し、現地調査を実施して意見をとりまとめた。

市長は、この意見を勘案し、環境影響を最大限回避・低減するよう、事業者を指導することが必要である。

II 意見

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

本事業は、全体面積約 100ha として開発されたゴルフ場を工業団地及び流通業務団地に転活用しようとするものであるが、配慮書では、工業団地及び流通業務団地の面積配分や土地利用計画、工事計画等の具体的な情報が示されていない。

そのため、実施計画書以降の手続においては、できる限り具体的な事業計画を示したうえで、施設の存在・供用による影響を含めた事業全体の環境影響を予測、評価する必要がある。

(2) 地域住民等への配慮

地域住民等に対して、今後も適切な機会をとらえて丁寧な説明を行うとともに、これらの方々からの意見にも配慮して今後の環境影響評価手続を進める必要がある。

(3) 近傍の産業団地における知見を活かした取組

事業実施区域の近傍には、本市が過去に整備した産業団地が立地していることから、当該産業団地における知見も活用して、低炭素化の更なる推進等、可能な限り環境負荷の低減を図る必要がある。

(4) 既存開発地の有効利用による環境負荷の低減

配慮書では、今回の事業実施区域はゴルフ場として一定開発が既に行われていることから、新たに山林を広く切り開くといった造成開発を行う必要はなく、環境負荷の低減が図られるという事業者の見解が記載されているが、今後の環境影響評価手続において、既存開発地の整備状況を有効利用することによってもたらされる環境負荷低減効果を明確化することが望ましい。

2 個別的事項

(1) 騒音

事業実施区域の北側には集落が存在することから、工事中の建設作業騒音、工事用車両騒音及び供用後の施設関係車両騒音を予測し、その予測結果に応じて適切な環境保全措置を検討する必要がある。

(2) 水質

事業実施区域及びその周囲には、小規模なため池が存在し、一部は農業用水としても利用されていることから、土地の改変に伴う雨水の流出の影響についても考慮する必要がある。また、集中豪雨時における濁水対策についても万全を期する必要がある。

(3) 植物、動物、生態系

事業実施区域の周辺には、神戸市における生物多様性保全のシンボル拠点であるキーナの森やあいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）、山林、田畑等の自然環境が存在しており、ゴルフ場内の樹林もこれらの自然環境と一体となって、生物の生息・生育環境を形成していると考えられる。

そのため、ゴルフ場が地域の自然環境において果たしている役割もふまえて、環境保全措置を検討する必要がある。

(4) 人と自然とのふれあいの活動の場（太陽と緑の道）

事業実施区域内及びその近傍には、神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に指定された太陽と緑の道が存在しているが、産業団地の整備後においても、ハイキング道としての機能が維持されるよう、必要な取組を検討することが望ましい。

(5) 地球温暖化

産業団地に入居する事業者による温室効果ガス削減対策が積極的、効果的に実施されるような誘導策を検討する必要がある。